

奈良工業高等専門学校教員組織規程

平成 20 年 1 月 17 日制定

令和 7 年 9 月 11 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（以下「規則」という。）及び奈良工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）に基づき、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教員の組織及びその運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(副校長)

第 2 条 本校に次の各号の副校長を置く。

- 一 副校長（教育担当）
- 二 副校長（学生担当）
- 三 副校長（寮務・グローバル教育担当）
- 四 副校長（専攻科・研究推進担当）
- 五 副校長（総務・広報担当）

2 副校長は、校長を補佐するとともに、校長の職務の一部を処理する。

3 同条第 1 項第一号の副校長（教育担当）は、教務主事をもって充てる。

4 同条第 1 項第二号の副校長（学生担当）は、学生主事をもって充てる。

5 同条第 1 項第三号の副校長（寮務・グローバル教育担当）は、本校における寮務を総括しグローバル教育の推進を担当し、寮務主事をもって充てる。

6 同条第 1 項第四号の副校長（専攻科・研究推進担当）は、本校における産学協働及び研究活動の促進を担当し、専攻科長をもって充てる。

7 同条第 1 項第五号の副校長（総務・広報担当）は、本校における総務を担当し、教授及び准教授の中から校長が選任する。

8 同条第 1 項第二号、第三号及び第五号の者の職位が准教授のときは、副校長を校長補佐と称する。

(専攻科長及び副専攻科長)

第 3 条 本校に学則第 30 条に定める本校専攻科に専攻科長を置く。

2 専攻科長は、教授の中から校長が選任する。

3 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科の運営及び連絡調整に関することを掌理する。

4 専攻科長のもとに副専攻科長を置き、教授、准教授及び講師の中から校長が選任する。

5 副専攻科長は、専攻科長の職務を補佐する。

6 副専攻科長は、学校運営において必要な場合は同条第 4 項の規定にかかわらず、校長は助教から選任することができる。

(学科主任等)

第 4 条 本校の一般教科に一般教科主任を置く。

2 本校の各専門学科に学科主任を置く。なお、5 学科の学科主任を総称して、専門学科主任という。

- 3 本校専攻科の各専攻に専攻代表を置く。
- 4 専門学科主任、一般教科主任及び専攻代表は、教授の中から校長が選任する。
- 5 専門学科主任及び一般教科主任は、当該学科及び一般科目の運営、教育計画の立案、教員の研究、勤務及び出張等の調整、学生の就職等に関することを行う。
- 6 専攻代表は、専攻科長の下で当該専攻の運営、教育計画の立案等に関することを行う。
- 7 専門学科主任及び一般教科主任のもとに学科副主任及び一般教科副主任を置き、教授及び准教授の中から校長が選任する。
- 8 専門学科副主任及び一般教科副主任は、専門学科主任及び一般教科主任の職務を補佐する。
- 9 学級に学級担任を置き、専任教員から校長が選任する。
- 10 学級担任は、学級運営、学生指導、特別教育活動等に関することを行う。

(主事補)

第5条 規則第5条第1項及び学則第9条に定める教務主事・学生主事及び寮務主事（以下「各主事」という。）のもとに主事補を複数名置き、主事補は、教授、准教授及び講師の中から校長が選任する。

- 2 主事補は、主事の職務を補佐する。
- 3 学校運営において必要な場合は、同条第1項の規定にかかわらず、校長は助教から選任することができる。

(任期)

第6条 各主事の任期は、規則第5条第6項に基づき2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ主事の在任期間が4年を超えることとなる場合、校長は独立行政法人国立高等専門学校機構理事長（以下「理事長」という。）に適任と判断する理由を付して推薦する。

- 2 校長は、教務主事が任期満了となる場合、又は欠員が生じた場合、教授の中から選任し、理事長に推薦するものとする。なお、校長は、任期中の学生主事、寮務主事、専攻科長又は副校長（総務・広報担当）から選任し、理事長に推薦することができる。
- 3 専攻科長及び副校長（総務・広報担当）の任期は、規則第5条第6項に基づき2年とし、再任を妨げない。
- 4 専門学科主任、一般教科主任及び専攻代表の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 各主事補、副専攻科長、学級担任、各センター長及び室長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 6 同条で定める役職に欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(校長が所管する組織)

第7条 校長のもとに、次の各号に掲げる組織を置く。

- 一 危機管理対策本部
- 二 教学 IR 室

2 校長のもとに、次の各号に掲げる委員会及び会議を置く。

- 一 運営諮問会
- 二 安全衛生委員会
- 三 情報セキュリティ管理委員会
- 四 ダイバーシティ推進委員会

(副校長が所管する組織)

第8条 副校長のもとに、次の各号に掲げる委員会及び組織を置く。

- 一 人事委員会
- 二 ハラスメント防止・対策委員会
- 三 教育研究支援室
- 四 FD・SD推進委員会

(部門及び部門の長)

第9条 本校に次の各号に掲げる部門及び部門の長を置く。

- 一 教務部門 副校長(教育担当)
- 二 学生部門 副校長(学生担当)
- 三 寮務・グローバル教育部門 副校長(寮務・グローバル教育担当)
- 四 専攻科・研究推進部門 副校長(専攻科・研究推進担当)
- 五 総務部門 副校長(総務・広報担当)

2 部門の長は、それぞれ担当する部門を統括する。

(教務部門)

第10条 教務部門に、次の各号に掲げる組織を置く。

- 一 図書館
- 二 入試専門部会
- 三 進路対策協議会(進学に関すること)
- 四 教育支援センター
- 五 情報システム統括室

2 教務部門に、次の各号に掲げる委員会及び会議を置く。

- 一 教務委員会
- 二 学校等輸出管理委員会(教務に関すること)

(学生部門)

第11条 学生部門に、次の各号に掲げる組織を置く。

- 一 学生支援センター
- 二 進路対策協議会(就職に関すること)
- 三 学生食堂連絡協議会

2 学生部門に、次の各号に掲げる委員会を置く。

- 一 学生委員会
- 二 人権教育推進・いじめ防止対策委員会

(寮務・グローバル教育部門)

第12条 寮務・グローバル教育部門に、次の各号に掲げる組織を置く。

- 一 グローバル教育センター
- 二 学寮食堂連絡協議会

2 寮務・グローバル教育部門に、次の各号に掲げる委員会を置く。

- 一 寮務委員会
- 二 学校等輸出管理委員会(国際交流に関すること)

(専攻科・研究推進部門)

第13条 専攻科・研究推進部門に、次の各号に掲げる組織を置く。

- 一 産学協働・地域創生研究センター
- 二 共通機器管理センター
- 三 地域イノベーションコンソーシアム

2 専攻科・研究推進部門に、次の各号に掲げる委員会を置く。

- 一 専攻科委員会
- 二 学校等輸出管理委員会（教務及び国際交流に関することを除く）
- 三 人を対象とする研究倫理委員会

（総務部門）

第14条 総務部門に、次の各号に掲げる組織を置く。

- 一 広報センター

2 総務部門に、次の各号に掲げる委員会を置く。

- 一 総務委員会
- 二 施設整備委員会

（部門の運営）

第15条 各部門が運営する組織及び委員会、専門部会、協議会、センター、室（以下「委員会等」という。）は、相互に連携し運営にあたるものとする。

2 部門の長は、必要に応じ委員会等の下に部会、小委員会等を置くことができる。

（その他委員会等）

第16条 前条までに掲げる委員会等のほか、本校の運営のために必要な委員会等を置くことができる。

（校務担当）

第17条 本校の運営のため、一般教科及び各専門学科に所属する専任教員は、原則として、いずれか一つの部門に参画し、当該部門に置かれる委員会等の校務を担当するものとする。

2 次の各号に掲げる校務のいずれかを担当する者は、原則として、当該担当する校務のほか各号に掲げる校務を担当することを要しない。

- 一 一般教科主任又は専門学科主任
- 二 学級担任（5年生の学級担任を除く）
- 三 部門に置かれる委員会等の構成員

第18条 この規程に定めるもののほか、本校の教員組織に関して必要な事項は、別に定める。

附 則（平成20年1月17日制定）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日一部改正）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日一部改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月27日一部改正）

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則（令和4年2月10日一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月4日一部改正）

この規程は、令和5年4月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年1月16日一部改正）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い奈良工業高等専門学校運営体制に関する規程（平成31年3月7日制定）は廃止する。

附 則（令和7年9月11日一部改正）

この規程は、令和7年9月11日から施行する。